

モノづくり推進地域の指定について

1. モノづくり推進地域のイメージ

○モノづくり企業の集積を維持するため、準工業地域のうちモノづくり企業の土地利用の比率が高い地域及び工業地域をモノづくり推進地域として指定することができる

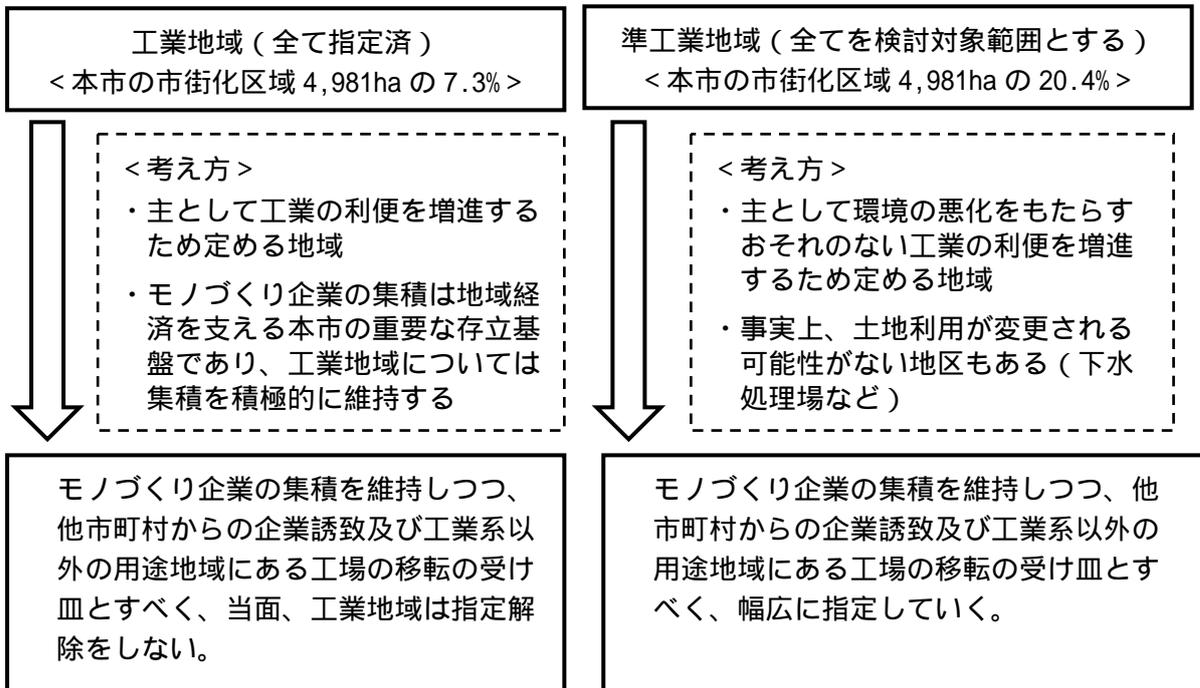
○モノづくり推進地域内における、住宅建築の際に適用されるルール

- ・ 建築にかかる計画について、市と協議しなければならない
- ・ 騒音、その他の生活環境に及ぶ影響を自ら低減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない
- ・ 隣接するモノづくり企業等に建築に係る計画の内容を説明しなければならない。また、説明結果を市に報告しなければならない
- ・ 当該建築に係る計画の周知を図るため、標識を設置しなければならない



モノづくり推進地域として指定することにより、市民の良好な住環境とモノづくり企業の操業環境を保全し、創出することにつながる

2. モノづくり推進地域指定の考え方



用途地域の見直しがなされる際に、モノづくり推進地域から除外するエリアを改めて検討する。

3. モノづくり推進地域の指定方法

モノづくり推進地域の境界線

- ・用途地域界（工業地域、準工業地域）
- ・隣接する建物への影響を考慮し、道路、河川、水路、緑地など明確に区域区分できる地形地物

モノづくり推進地域の範囲

- ・工業地域...全域 条例施行と同時に指定済み
- ・準工業地域...モノづくり企業の土地利用の比率が高い地域

準工業地域内のモノづくり推進地域とする地区の設定方法

- ・周辺状況図をもとに地形地物で区分できる地区のうち、土地利用の大半が工業系の建物である地区であること（「モノづくり企業の土地利用の比率が高い」との規定を踏まえたエリアであること）。ただし、事実上、土地利用が変更される可能性がない一定の土地面積を有する地区（下水処理場、近鉄車庫など）にあっては推進地区から除外する。

4. 準工業地域におけるモノづくり推進地域指定後の対策（案）

- ・モノづくり推進地域内へのモノづくり企業立地促進に向けた支援策を講じることを検討する。
- ・推進地域から除外される準工業地域にあるモノづくり企業には、モノづくり推進地域へ移転する際の支援策を講じることを検討する。
- ・モノづくり推進地域に指定される地域では、条例に基づきモノづくり企業の操業環境を保全、創出していく

5. モノづくり推進地域指定の効力

一定の周知期間をとる必要があると考えており、平成26年4月1日から、適用していく。